

議案第 4 4 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する  
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号）第 2 0 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。第 6 条において「改正前の住民基本台帳法」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「サービス（」の次に「市の施設又は」を加え、「規則で定めるもの」を「市長が別に定めるもの」に改め、「当該機器」の次に「（自動交付機を除く。）」を加える。

第 6 条各号中「住民基本台帳法」を「改正前の住民基本台帳法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定

める日から施行する。ただし、第 1 条及び第 6 条各号の改正規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

## 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ自動交付機のほかに新たに市の施設に設置する機器においても住民基本台帳カードを利用して証明書等を交付することができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。